

目次

個別郵便番号のお知らせ	1
子ども医療費助成基準の一部変更について	1
レセプト情報の入力（記載）誤りにご注意ください	2
精神病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額に関する経過措置に係るQ&A	2
リツキサン注10mg/mLの医薬品医療機器法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の 一部改正について	3
千葉県国民健康保険団体連合会事務局組織表	5
審査支払状況（平成28年2月・平成28年3月分）	6

個別郵便番号のお知らせ

本会宛ての郵便物の誤配防止と確実な受領に努めるため



平成28年4月1日から

個別番号(263-8566)が明瞭かつ正確に記載されていれば、住所の記載を省略し、「千葉県国保連合会」名のみでも配達されます。
※既存「263-0016」であっても、「住所」「名称」の記載があれば、今までどおり配達されます。

子ども医療費助成基準の一部変更について

平成28年4月1日診療分から、子ども医療費助成基準(現物給付)が下記について一部変更となりました。

(平成28年4月1日改正)

市町村名	平成28年3月診療まで	平成28年4月診療から
鴨川市	入院の中学3年生まで 0円	入院の中学3年生まで 0円
	通院の小学3年生まで 0円	通院の中学3年生まで 0円
	使用の公費番号 83120667 83122663 83124669	使用の公費番号 83120667 83122663 83124669

レセプト情報の入力(記載)誤りにご注意ください

レセプトの被保険者情報に入力(記載)誤りが多く見受けられます。

保険医療機関等の窓口において、被保険者証の確認を行っていただくとともに、レセプト作成時には、保険者番号、被保険者証の記号番号、被保険者の生年月日、性別等の入力(記載)誤りにご注意くださいようお願いいたします。

精神病床に長期入院する患者の食事療養標準負担額 に関する経過措置に係るQ&A

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
平成28年3月10日付け 事務連絡

問1 経過措置の対象となるには、「平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していること」が要件とされているが、複数の医療機関での入院期間を合わせると、1年以上継続して精神病床に入院していることとなる場合も、経過措置の対象となるのか。

(例) 平成27年1月31日～平成27年8月31日 A病院の精神病床に入院
平成27年8月31日～平成28年3月31日 B病院の精神病床に入院

(回答)

貴見のとおり。上記の例のように、平成28年3月31日における精神病床の入院患者が、それまで複数の医療機関の精神病床に継続して入院していた場合、同日において当該入院患者が入院している医療機関においては、当該医療機関に入院する前の医療機関における精神病床への入院日を把握し、経過措置の対象であるか否かを確認すること。

問2 経過措置の対象者であって低所得区分に該当する者が、平成28年4月1日以降、一般所得区分に変更となった場合、食事療養標準負担額としては、1食につき260円となるのか、それとも、1食につき360円となるのか。

(回答)

経過措置の対象者に適用される食事療養標準負担額については、平成28年4月1日に施行される見直し前の規定が適用されるため、見直し前の一般所得区分として、1食につき260円となる。

なお、経過措置の対象者であって一般所得区分に該当する者が、平成28年4月1日以降、低所得区分に変更となった場合、食事療養標準負担額としては、見直し前の規定により低所得区分の者に適用されている額となる。

問3 経過措置の対象者が、平成28年4月1日以降に、同一日において転退院した場合も経過措置は継続するとのことだが、転院先の医療機関において「療養病床」に入院した場合であって、当該者が65歳以上であるときは、生活療養標準負担額を求めるということでよいか。

(回答)

貴見のとおり。この場合、平成28年4月1日に施行される見直し前の規定に基づく生活療養標準負担額を適用すること。

問4 経過措置の対象者が、平成28年4月1日以降に、同一日において同一の医療機関における他の病床に入院する場合も経過措置は継続するというものでよいか。

(回答)

貴見のとおり。なお、同一の医療機関における療養病床に入院した場合については、問3の回答も踏まえること。

リツキサン注 10mg/mL の医薬品医療機器法上の効能・効果等の変更に伴う 留意事項の一部改正について

厚生労働省保険局医療課長より通知
平成28年2月29日付け保医発 0229 第2号

「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年8月31日付け保医発第224号）の記のⅡの4を次のように改める。

4 リツキサン注 10mg/mL の保険適用上の取扱い等

(1) リツキサン注 10mg/mL の保険適用上の取扱い

- ① 本剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、造血器腫瘍、自己免疫疾患及びネフローゼ症候群の治療、並びに腎移植あるいは肝移植に対して十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ投与すること。
- ② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に十分な経験を持つ医師により行うこと。

(2) 診療報酬請求上の取扱い

CD20 陽性の B 細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下の CD20 陽性の B 細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、CD20 陽性を確認した検査の実施年月日について記載すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」

（平成 13 年 8 月 31 日付け保医発第 224 号）の記のⅡの 4

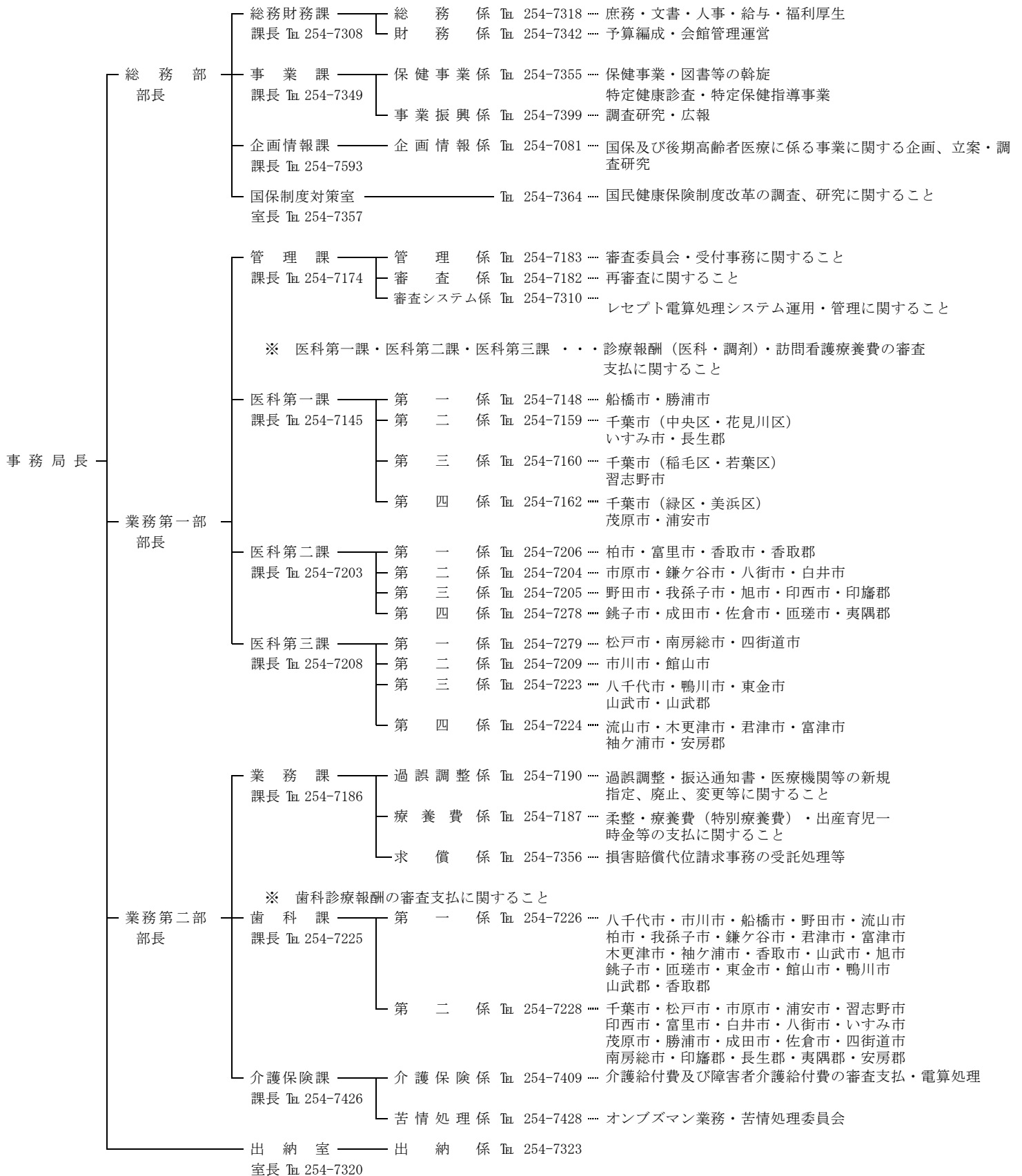
改正後	現 行
<p>Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>4 リツキサン注 10mg/mL の保険適用上の取扱い等</p> <p>(1) リツキサン注 10mg/mL の保険適用上の取扱い</p> <p>① 本剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、造血器腫瘍、自己免疫疾患及びネフローゼ症候群の治療、<u>並びに腎移植あるいは肝移植</u>に対して十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ投与すること。</p> <p>② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に十分な経験を持つ医師により行うこと。</p> <p>(2) 診療報酬請求上の取扱い</p> <p>CD20 陽性の B 細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下の CD20 陽性の B 細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、CD20 陽性を確認した検査の実施年月日について記載すること。</p>	<p>Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>4 リツキサン注 10mg/mL の保険適用上の取扱い等</p> <p>(1) リツキサン注 10mg/mL の保険適用上の取扱い</p> <p>① 本剤は、緊急時に十分措置できる医療施設において、造血器腫瘍、自己免疫疾患及びネフローゼ症候群の治療に対して十分な経験を持つ医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例についてのみ投与すること。</p> <p>② 本剤投与の適応となる造血器腫瘍の診断は、病理診断に十分な経験を持つ医師により行うこと。</p> <p>(2) 診療報酬請求上の取扱い</p> <p>CD20 陽性の B 細胞性非ホジキンリンパ腫及び免疫抑制状態下の CD20 陽性の B 細胞性リンパ増殖性疾患に用いる場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、CD20 陽性を確認した検査の実施年月日について記載すること。</p>

千葉県国民健康保険団体連合会事務局組織表（平成28年4月現在）

住 所 〒 263-8566 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

(市外局番 043)

FAX番号	254-0048 (1F) 管理課・業務課・歯科課・介護保険課
	207-9861 (2F) 医科第一課・医科第二課・医科第三課
	254-7401 (3F) 総務財務課・事業課・企画情報課・国保制度対策室・出納室
	254-7632 (増築棟2F) 求償係



(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	27,332	427,486	1,543,784,991	56,482.69	705	10,548	45,499,602	64,538.44
	入院外	1,054,308	1,591,023	1,522,584,376	1,444.16	29,970	45,446	49,031,225	1,636.01
歯 科	入 院	140	1,079	5,556,854	39,691.81	5	75	316,768	63,353.60
	入院外	267,917	486,796	309,625,296	1,155.68	8,085	14,587	9,079,508	1,123.01
調 剤		699,896	824,846	927,062,904	1,324.57	19,680	22,853	26,174,859	1,330.02
訪 問 看 護		2,172	13,124	142,786,870	65,739.81	58	474	5,160,120	88,967.59
支 払 総 額		2,051,765		31,891,112,066		58,503		910,872,453	

(3) 後期高齢者医療					
区 分	後 期 高 齢 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	38,642	672,146	2,159,952,038	55,896.49
	入院外	816,067	1,369,176	1,317,184,649	1,614.06
歯 科	入 院	84	667	2,952,647	35,150.56
	入院外	139,913	264,100	171,766,641	1,227.67
調 剤		573,952	716,181	920,644,792	1,604.04
訪 問 看 護		1,920	14,643	167,151,330	87,057.98
支 払 総 額		1,570,578		41,083,298,017	

(1) 国民健康保険					(2) 退職者医療				
区 分	国 民 健 康 保 険				退 職 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	28,087	407,128	1,510,882,788	53,792.96	721	9,806	43,964,793	60,977.52
	入院外	1,139,479	1,757,472	1,618,662,183	1,420.53	30,151	46,458	48,887,929	1,621.44
歯 科	入 院	157	977	5,090,023	32,420.53	2	39	152,163	76,081.50
	入院外	275,967	524,376	342,596,032	1,241.44	8,029	15,261	9,716,865	1,210.22
調 剤		762,088	914,538	992,541,753	1,302.40	19,956	23,659	27,822,861	1,394.21
訪 問 看 護		2,163	13,317	144,483,520	66,797.74	57	480	5,235,820	91,856.49
支 払 総 額		2,207,941		33,003,447,842		58,916		920,521,746	

(3) 後期高齢者医療					
区 分	後 期 高 齢 者 医 療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入 院	40,187	651,312	2,128,995,364	52,977.22
	入院外	842,459	1,463,348	1,357,911,298	1,611.84
歯 科	入 院	84	665	2,751,900	32,760.71
	入院外	144,578	286,445	192,976,241	1,334.76
調 剤		591,261	751,017	941,096,067	1,591.68
訪 問 看 護		1,955	14,993	169,355,830	86,627.02
支 払 総 額		1,620,524		41,469,726,626	

◎お願い◎

診療報酬請求書等の受付について

7月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日(日)です。
(日曜日ですが開館し、9時から17時まで受付業務を行っております。)
 9日(土)は閉館しておりますのでご注意ください。
 なお、特定健診・特定保健指導の請求は、**5日(火)**が受付締切日となります。
 請求にあたっては一般診療報酬とは**別封筒で、事業課宛**にお願いします。

編集・発行人
 発行 平成28年5月13日
 発行所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043)254-7174
 発行責任者 宮崎 重一
 編集責任者 笹川 恵美子
 印刷所 ㈱ さくら印刷